



—令和7年度—

総会資料

令和7年6月5日（木）13：30～

日本青年館ホテル グリーンルーム
(東京都新宿区)

世界連邦宣言自治体全国協議会

資料 内 容

<議 案>

第1号議案	令和6年度事業実施報告
第2号議案	令和6年度決算報告・監査報告
第3号議案	令和7年度事業計画（案）
第4号議案	令和7年度収支予算（案）
第5号議案	役員改選

<参考資料>

役員名簿

加盟自治体一覧

協議会規約

当協議会は、その前身である世界連邦平和都市連絡協議会の創設以来、核兵器の廃絶を強く訴え、地道に世界の恒久平和の実現に向けた活動を進めてきた。

2023年10月から続くイスラエルとパレスチナ自治区ガザを実効支配するハマスとの大規模戦闘は、現在も停戦に至らず、民間人を含む多数の死傷者を生じている。当協議会は中東和平プロジェクトの経験を基に、駐日イスラエル大使および駐日パレスチナ駐在総代表部大使に対し、停戦と武力に依らない平和的解決を求める書簡を送付した。しかし、戦闘は続き、2024年にはイスラエルとイランの緊張も高まり、地域の情勢が深刻化している。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は4年目を迎え、市民の犠牲が増加している。アメリカのトランプ大統領が早期終結に意欲を示すが、進展はなく、戦闘の長期化が懸念される。また、スーダンでは2023年から続く内戦が未解決であり、現在も難民や人道危機が悪化し、国際的な和平努力の必要性が浮彫となっている。

環境問題においては、気候変動による洪水や熱波が世界各地で頻発し、国家を超えた協力が急務である。当協議会は世界連邦思想の普及を通じ、恒久平和と持続可能な未来を目指す。

こうした中、当協議会は、世界の恒久平和の実現はもとより、環境問題や災害など共通課題の解決に向け、国家の利害を超えた取り組みを進めるため、新たな秩序である世界連邦建設の必要性と期待が高まっていると捉えている。加盟自治体や関係機関との団結・連携を一層深め、世界連邦思想の普及啓発など積極的な活動を開拓する。

第1号議案

令和6年度事業実施報告

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

世界連邦思想の普及や世界連邦都市宣言の意義の周知、当協議会の活動の啓発に努めた。

- (1) 機関紙『いま、一つの世界を』を発行し、当協議会の活動などを紹介した。
- (2) 世界連邦運動協会発行の機関誌『世界連邦Newsletter』を加盟自治体に配布し、情報提供に努めた。
- (3) 当協議会のホームページにおいて情報発信に努めた。

2 当協議会の活動展開

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

- (1) 令和6年度総会（ハイブリッド） 令和6年7月25日（木）
 - ・総会に合わせて講演会を開催
 - 演題：世界連邦運動の役割
 - 講師：木戸寛孝氏（世界連邦運動協会事務総長）
 - 参加者：19自治体 33人（オンライン含む）
- (2) 世界連邦推進日本協議会への参画
- (3) 「第53回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」の後援
 - ポスター 応募 860点（82校） 入賞17点
 - 作文 応募 286点（26校） 入賞18点

主催：世界連邦運動協会
後援：文部科学省・世界連邦宣言自治体全国協議会
- (4) 抗議声明の公表等
 - ・北朝鮮の弾道ミサイル発射に対する抗議声明 など

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

- ・協力自治体数 140自治体
- ・募金総額 4,229,097円

募金は例年同様に、国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、令和5年10月から続く、イスラエルとハマスによる武力衝突を受け、救援・復興支援活動のため日本赤十字社へするとともに、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

第2号議案

令和6年度決算報告

(自) 令和6年4月 1日
 (至) 令和7年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
繰越金	801,285	801,285	0	前年度から
負担金	759,000	719,000	△ 40,000	2県、36市区、13町 計51自治体
繰入金	500,000	512,086	12,086	世界連邦推進事業基金
雑収入	715	232	△ 483	預金利子
合計	2,061,000	2,032,603	△ 28,397	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	50,000	48,870	△ 1,130	事務用品等
通信費	90,000	24,686	△ 65,314	郵便料等
事業費	1,000,000	512,086	△ 487,914	募金等事務経費
会議費	500,000	288,528	△ 211,472	総会等関係経費
旅費・交通費	150,000	1,700	△ 148,300	事務局旅費等
情報宣伝費	246,000	75,790	△ 170,210	自治体協新聞発行 ホームページ管理運営等
負担金	20,000	0	△ 20,000	事業参加経費
予備費	5,000	0	△ 5,000	
合計	2,061,000	951,660	△ 1,109,340	
差引	0	1,080,943	1,080,943	次年度繰越

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末現在高
6,349,326	2,181,383	512,086	8,018,623

当年度積立 2,179,864円 世界平和・難民救済募金から

1,519円 預金利子

当年度取崩 512,086円 世界平和・難民救済募金等の事務経費に充当

「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」
令和6年度収支決算書

【収入】 募 金 総 額 4, 229, 097円

【支出】 払込手数料（募金） 49, 068円

送金手数料（基金） 165円

合 計 49, 233円

【差引】 4, 179, 864円

寄託・積立

国連U N H C R 協会 1, 000, 000円

日本ユニセフ協会 500, 000円

日本赤十字社 500, 000円

世界連邦推進事業基金 2, 179, 864円

合 計 4, 179, 864円

世界平和・難民救済募金（令和6年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額
北海道	俱知安町	17,837	愛知県	豊明市	19,500	熊本県	湯前町	4,400
	別海町	26,609	三重県	御浜町	8,560		山江村	8,300
	稚内市	37,000	京都府	綾部市	44,450		南小国町	10,900
	芦別市	2,600		福知山市	80,737		玉名市	3,100
	ニセコ町	2,400		舞鶴市	38,454		嘉島町	2,000
岩手県	普代村	4,600		亀岡市	91,975	大分県	九重町	17,840
宮城県	色麻町	3,250		宇治市	27,965	宮崎県	日南市	20,600
	利府町	20,490		与謝野町	16,800		都城市	9,810
	登米市	7,870		木津川市	16,582		高千穂町	14,755
	大衡村	6,200		八幡市	52,375		串間市	17,288
	南三陸町	30,450		南丹市	12,050		えびの市	26,201
秋田県	東成瀬村	4,700		宇治田原町	10,750	鹿児島県	日置市	35,361
	羽後町	1,800		長岡京市	42,500		天城町	8,452
山形県	天童市	42,750		向日市	26,470		喜界町	14,511
	山形県	600		京都府	219,387		宇検村	8,066
福島県	桑折町	14,522		京丹後市	85,162		垂水市	22,894
茨城県	那珂市	38,800		宮津市	14,000		出水市	40,105
	大洗町	21,615		久御山町	21,544		鹿児島県	1,550
	神栖市	23,000	兵庫県	兵庫県	127,116		肝付町	21,984
栃木県	栃木県	800		太子町	3,200		南九州市	36,444
埼玉県	小鹿野町	27,795		桜井市	23,816		さつま町	30,000
	東秩父村	1,100		曾爾村	3,300	沖縄県	沖縄県	300
千葉県	成田市	124,300	和歌山県	高野町	14,000		渡名喜村	2,400
	白井市	12,475		かつらぎ町	15,888		石垣市	29,750
	多古町	21,152		有田市	14,150		宜野湾市	16,381
東京都	文京区	101,791		田辺市	30,000		名護市	31,607
	福生市	56,215		九度山町	2,500		糸満市	18,722
	武藏野市	74,357		島根県	島根県		恩納村	11,500
	千代田区	96,672		倉敷市	115,815		※太字ゴシックは加盟自治体	
	青梅市	60,850		笠岡市	54,150			
	瑞穂町	26,024		岡山県	251,025			
	小金井市	38,119		岡山市	18,400			
	渋谷区	80,181		瀬戸内市	33,750			
神奈川県	三鷹市	59,209		吉備中央町	13,100			
	羽村市	32,848		備前市	26,600			
	荒川区	1,100		津山市	30,350			
	湯河原町	12,633		新見市	49,300	加盟自治体	34	2,242,952
	三浦市	5,000		高梁市	7,400	非加盟自治体	106	1,986,145
新潟県	津南町	7,680	広島県	広島市	84,050	合計	140	4,229,097
	新潟市	700		府中町	22,723			
	新潟県	752		大竹市	24,685			
富山県	上市町	12,134		世羅町	15,627			
	射水市	16,396		神石高原町	19,776			
福井県	高浜町	7,600	徳島県	鳴門市	13,800			
山梨県	富士吉田市	20,000		神山町	7,504			
長野県	小諸市	28,190		新居浜市	84,300			
	木曽町	13,156		松山市	187,657			
	上松町	7,148		八幡浜市	39,435			
	軽井沢町	19,386		四国中央市	67,400			
	箕輪町	17,250		伊予市	27,382			
	諏訪市	875	佐賀県	多久市	9,500			
岐阜県	富加町	7,400		玄海町	1,000			
静岡県	藤枝市	34,696		佐々町	8,911			
	焼津市	63,358		時津町	10,875			
	浜松市	1,500		佐世保市	900			
	清水町	11,820		五島市	63,475			

監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の令和6年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

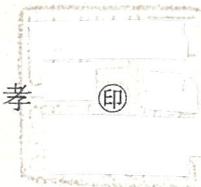
上記のとおり報告いたします。

令和7年 5月22日

監事 三鷹市長 河 村

孝

印



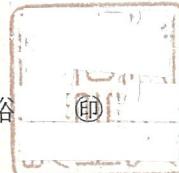
監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の令和6年度会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

令和7年 5月 23日

監事 亀岡市長 桂川 孝裕



第3号議案

令和7年度事業計画（案）

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

積極的な情報発信により、世界連邦思想の普及や当協議会の活動の周知を図る。

- (1) 加盟自治体間の情報共有及び他の平和関係団体との連携
- (2) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』の発行
- (3) 世界連邦運動協会機関誌『世界連邦Newsletter』の配布
- (4) ホームページの管理運営・情報発信
- (5) 未加盟の世界連邦宣言自治体等への加盟要請 など

2 当協議会の活動展開

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等を図る。

- (1) 総会等の開催
- (2) 世界連邦推進日本協議会への出席
- (3) 世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加促進
- (4) 平和・世界連邦の啓発

3 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

募金は国連U N H C R協会と日本ユニセフ協会等に寄託するとともに、世界連邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

4 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

- ・世界連邦日本大会への参画・参加促進
　本大会の主催団体の一つとして参画するとともに、加盟自治体をはじめ関係団体等の参加促進を図る。
- ・世界連邦運動協会等が実施する関連行事への参加

第4号議案

令和7年度収支予算（案）

(自) 令和7年4月 1日
(至) 令和8年3月31日

■収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
繰越金	1,080,943	801,285	279,658	前年度から
負担金	759,000	759,000	0	2県、37市区、13町 計52自治体
繰入金	500,000	500,000	0	世界連邦推進事業基金
雑収入	1,057	715	342	預金利子等
合計	2,341,000	2,061,000	280,000	

■支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較	備考
事務消耗品費	50,000	50,000	0	事務用品等
通信費	90,000	90,000	0	郵便料等
事業費	1,000,000	1,000,000	0	募金等事務経費 宣言75年啓発経費
会議費	500,000	500,000	0	総会等関係経費
旅費・交通費	300,000	150,000	150,000	事務局旅費等
情報宣伝費	246,000	246,000	0	自治体協新聞発行 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営等
負担金	150,000	20,000	130,000	世界連邦日本大会負担金 事業参加等経費
予備費	5,000	5,000	0	
合計	2,341,000	2,061,000	280,000	

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
8,018,623	2,001,000	500,000	9,519,623

当年度積立 2,000,000円 世界平和・難民救済募金から

1,000円 預金利子

当年度取崩 500,000円 世界平和・難民救済募金等の事業費に充当

第5号議案

役員名簿（案）

(令和7年度・令和8年度)

役職名	自治体名 (都道府県)	首長名
会長	亀岡市 (京都府)	<u>桂川孝裕</u>
副会長	武藏野市 (東京都)	小美濃 安弘
	金沢市 (石川県)	村山 卓
理事	成田市 (千葉県)	小泉一成
	青梅市 (東京都)	大勢待 利明
	小金井市 (東京都)	白井 亨
	福生市 (東京都)	加藤 育男
	輪島市 (石川県)	坂口 茂
	宇治市 (京都府)	松村 淳子
	兵庫県 (兵庫県)	齋藤 元彦
	神戸市 (兵庫県)	久元 喜造
	岡山市 (岡山県)	大森 雅夫
	広島市 (広島県)	松井 一實
	松山市 (愛媛県)	野志克仁
	新居浜市 (愛媛県)	古川拓哉
監事	三鷹市 (東京都)	河村 孝
	綾部市 (京都府)	<u>山崎善也</u>

(任期2年：令和7年度総会～令和9年度総会)

役員名簿

(令和5年度・令和6年度)

役職名	自治体名 (都道府県)	首長名
会長	綾部市 (京都府)	山崎善也
副会長	武蔵野市 (東京都)	小美濃安弘
	金沢市 (石川県)	村山卓
理事	成田市 (千葉県)	小泉一成
	青梅市 (東京都)	大勢待利明
	小金井市 (東京都)	白井亨
	福生市 (東京都)	加藤育男
	輪島市 (石川県)	坂口茂
	宇治市 (京都府)	松村淳子
	兵庫県 (兵庫県)	齋藤元彦
	神戸市 (兵庫県)	久元喜造
	岡山市 (岡山県)	大森雅夫
	広島市 (広島県)	松井一實
	松山市 (愛媛県)	野志克仁
	新居浜市 (愛媛県)	古川拓哉
監事	三鷹市 (東京都)	河村孝
	亀岡市 (京都府)	桂川孝裕

歴代会長

自治体名	会長名	期間(年月)
綾部市	長岡誠	昭和30年6月
松江市	熊野英	昭和30年
広島市	渡辺忠雄	昭和31年 (総会開催時)
亀岡市	大槻嘉男	昭和32年
岡山県	三木行治	昭和33年4月～昭和40年11月
尼崎市	薄井一哉	昭和40年11月～昭和41年11月
広島市	浜井信三	昭和41年12月～昭和42年8月
	山田節男	昭和42年8月～昭和50年11月
岡山県	長野士郎	昭和50年11月～昭和61年10月
渋谷区	天野房三	昭和61年10月～昭和62年7月
神奈川県	長洲一二	昭和62年7月～平成7年8月
綾部市	谷口昭二	平成7年8月～平成10年1月
	四方八洲男	平成10年2月～平成22年1月
	山崎善也	平成22年2月～

世界連邦宣言自治体全国協議会 加盟自治体

(令和7年4月)

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じた世界連邦思想の普及
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進
- (4) 研究会、講習会の開催
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
理事	若干名
監事	2名

- 2 会長及び副会長は、総会において互選する。
- 3 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は、会長がこれを定める。
- 4 役員の任期は、2年とする。
- 5 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、これを代理する。
- 7 理事は、理事会において会長が定める案件を審議する。
- 8 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問)

第6条 本会に、顧問を置くことができる。

(総会)

第7条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

- 2 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。ただし、書面により開催することができるものとする。

- 3 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、前項ただし書の場合は、書面により提出された可否の過半数で決するものとする。
- 4 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、その代理者を出席させることができる。
- 6 総会は、会長が定める重要な案件を議決する。
(理事会)

第8条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織し、会長がこれを招集する。

- 2 理事会は、会長が定める案件を審議、決定にあたる。
- 3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第10条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 自治体の分担金は、別表のとおりとする。
(予算の議決)

第11条 本会の毎年度歳入歳出予算は、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第12条 本会の決算は、総会に報告するものとする。
(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、会長の属する自治体に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長を置く。
(その他)

第14条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の三分の二以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、令和元年8月23日から施行する。

別表（第10条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 縿		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円